

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 9 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社 ニシタニケンセツ 西谷建設
 住所 奈良県大和郡山市杉町35番地の1
 代表者氏名 フリガナ ニシタニ テツ 代表取締役 西谷 徹
 電話番号 0743-57-7110
 FAX番号 0743-57-7120
 メールアドレス nishitani.co@crocus.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 6 月 9 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 ニシタニケンセツ 西谷建設
住 所 奈良県大和郡山市杉町35番地の1
代表者氏名 代表取締役 ニシタニ 西谷 テツ 徹

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 <small>ニシタニケンセツ</small> 西谷建設		
住 所	〒639-1121 奈良県大和郡山市杉町35-1		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <small>ニシタニ</small> 西谷 <small>テツ</small> 徹		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
(3) ・ 役員の氏名	取締役 西谷 喜宣 監査役 西谷 祐里	解任 監査役 堤 敏信	平成21年4月1日 平成19年11月30日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 6 月 9 日

申請者

氏名又は名称	奈良県大和郡山市杉町35-1
住 所	株式会社 西谷建設
代表者氏名	代表取締役 西谷 徹

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県大和郡山市杉町35番地の1
株式会社西谷建設

会社法人等番号	1500-01-006025	
商号	株式会社西谷組	
	株式会社西谷建設	平成11年 2月 1日変更
本店	奈良県大和郡山市九条町196番地の5	
	奈良県大和郡山市杉町35番地の1	平成11年 2月 1日移転
公告をする方法	官報に掲載する	
会社成立の年月日	昭和54年10月23日	
目的	1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 造園工事業 4. 舗装工事業 5. 水道施設工事業 6. 管工事業 7. 鋼構造物工事業 8. 電気工事業 9. 飲食店の経営、運営及び管理 10. 飲食店の経営委託業務 11. 前項に付帯関連する一切の業務 平成26年 7月30日変更 平成26年 7月31日登記	
発行可能株式総数	32万株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 8万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記	
資本金の額	金4000万円	

奈良県大和郡山市杉町35番地の1
株式会社西谷建設

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するときは、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 寺山有喜	平成19年11月30日重任 ----- 平成19年12月28日登記
	取締役 西谷徹	平成19年11月30日重任 ----- 平成19年12月28日登記
	取締役 寺山雅清	平成21年 4月 1日就任 ----- 平成21年 4月 3日登記
	奈良県大和郡山市九条町1192番地3 代表取締役 西谷徹	平成21年 4月 1日就任 ----- 平成21年 4月 3日登記
	監査役 堤敏信	平成19年11月30日就任 ----- 平成19年12月28日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成17年 8月18日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 3年 6月 8日
奈良地方法務局
登記官

南 英 樹

